

四日市市北大谷斎場ガス需給仕様書

1 件名

四日市市北大谷斎場で使用するガス

2 供給施設の概要

| 項目別 | 施設別 | |
|--------------|--|--|
| (1) 施設名称 | 四日市市北大谷斎場 | |
| (2) 所在地 | 四日市市大字松本字北大谷1986番地1 | |
| (3) ガスの種類 | 13A | |
| (4) 供給熱量 | 一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款による | |
| (5) 対象メーター | 中圧ガス 650号 〈供給地点特定番号〉 004-0000-0040-9902-04 〈メーター番号〉 RD-65-500022 | 中圧ガス 650号 〈供給地点特定番号〉 004-0000-0040-9902-11 〈メーター番号〉 RD-65-500019 |
| | 低圧ガス 160号 〈供給地点特定番号〉 004-0000-0040-9902-28 〈メーター番号〉 RD-16-500069 | 低圧ガス 16号 〈供給地点特定番号〉 004-0000-0040-9902-35 〈メーター番号〉 ND-16-2472 |
| (6) 予定最大時間流量 | 285 m ³ /h | |
| (7) 年間予定使用量 | 215,806 m ³ | |
| (8) 年間引取量 | 151,064 m ³ | |
| (9) 月別予定使用量 | 別表1のとおり | |

3 供給期間

令和7年4月の定例検針日の翌日 ～ 令和10年4月の検針日 まで

4 検針

計量は、毎月1回一般ガス導管事業者が定める検針日に、一般ガス導管事業者が設置した計量器により検針を行うこととする。

5 保安

(1) ガス供給者は、ガス事業法に定めるところにより、ガス消費機器の調査及び危険発生防止の安全周知を行うものとする。

(2) 保安責任分界点は、ガス工作物の末端バルブとする。

6 入札時の料金設定

(1) 入札時の料金算出に当たり、原料費は以下に示す令和6年11月の単価を用いて計算することとし、その算出方法を提示するものとする。

- ・平均原料価格：95,060円／トン
- ・LNG平均輸入価格（令和6年6月～8月の貿易統計値）：94,610円／トン
- ・LPG平均輸入価格（令和6年6月～8月の貿易統計値）：95,700円／トン

※ 平均原料価格＝LNG平均輸入価格×0.9576
＋LPG平均輸入価格×0.0466（10円未満四捨五入）

なお、石油石炭税等租税課金は、LNG1,860円／t、LPG1,860円／tを用いて算出するものとする。

(2) 入札時の輸送（託送）料金は、一般ガス導管事業者の令和6年4月時点での託送料金を用いて算出するものとする。

7 契約金額

(1) 契約は単価契約とし、契約単価は、入札書、内訳書、提示された算出方法及びガス供給者が定める供給約款、供給条件等により算出された金額で、四日市市が同意した金額とする。

(2) 一般ガス導管事業者の託送約款が改定され、託送供給料金に変更になった場合における輸送（託送料金）は、変更後の一般ガス導管事業者の託送約款に定める託送供給料金によるものとする。

8 精算額

ガス需給契約の履行に伴い、以下の場合において精算額が発生するものとし、四日市市はガス供給者にこの精算額を支払うものとする。

(1) 年間引取量が未達の場合

引取量未達精算額＝（年間引取量－実績年間使用量）×（年間のガス料金総額を実績年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額）

(2) 最大時間使用量を超過した場合

最時間使用量超過精算額＝（最大時間使用量実績－最大時間使用量）×（一般ガス導管事業者が定める小売託送供給約款の流量基本料金単価）×12ヶ月

9 支払方法

ガス供給者は、ガス料金算定後、速やかにその代金の請求を施設所管所属に毎月行うこととし、四日市市は、ガス供給者が定める供給条件等の規定に基づき、その代金を支払うものとする。

10 契約

この契約の取引分野において、談合等の事実が確定した場合には、ガス供給者は違約金として、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の2に相当する額を四日市市へ支払わなければならない。この契約の履行が完了した後も、同様とする。

また、違約金の支払い対象となる違法行為について契約書に記載することとする。

11 暴力団等不当介入に関する事項

(1) 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札さい参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

(2) 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

① 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに業務発注所属へ報告し、警察への捜査協力を行うこと。

② 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、業務遂行に支障が生じたり、納期等に遅れが生じるおそれがあるときには、業務発注所属と協議を行うこと。

③ (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

12 その他

(1) 入札書には別紙1に示した月別予定使用量及び年間予定使用量等の条件に対して、入札者が算定した基本料金単価及び従量料金単価に基づき計算した金額の1年間の総価で、消費税及び地方消費税を含まない金額を記載するものとする。

(2) 入札書を提出する際に、別紙2「内訳書」を併せて提出するものとする。

(3) 本仕様書に定めのない事項については、ガス供給者の定める約款や供給条件等の規定によるものとし、それ以外の事項は、協議の上、決定するものとする。